

- (2) 整形外科を担当する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を、別添2の様式4を用いて提出すること。

第60 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術

1 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術に関する施設基準

- (1) 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術  
第24の長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準に準ずる。

- (2) 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術

脳神経外科、整形外科又は麻酔科を標榜している病院であり、当該診療科の常勤医師が1名以上いること。

2 届出に関する事項

脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術の施設基準に係る届出は、別添2の様式23を用いること。

第61 人工内耳埋込術

1 人工内耳埋込術に関する施設基準

- (1) 内耳又は中耳の手術が年間30例以上あること。
- (2) 耳鼻咽喉科の常勤医師数が3名以上で、このうち2名以上は耳鼻咽喉科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の人工内耳埋込術の経験を有すること。
- (3) 言語聴覚療法に専従する職員が2名以上いること。なお、届出を行う保険医療機関と密接な連携を有する保険医療機関で人工内耳埋込術を実施した患者のリハビリテーションを行う場合は、リハビリテーションを実施する施設に常勤の耳鼻咽喉科医師と言語聴覚療法に専従する職員が2名以上いれば差し支えない。

2 届出に関する事項

- (1) 人工内耳埋込術の施設基準に係る届出は、別添2の様式46及び様式48を用いること。
- (2) 耳鼻咽喉科の医師及び言語聴覚療法に従事する者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を、別添2の様式4を用いて提出すること。

第62 同種死体肺移植術

1 同種死体肺移植術に関する施設基準

移植関係学会合同委員会において、肺の移植実施施設として選定された施設であること。

2 届出に関する事項

- (1) 同種死体肺移植術の施設基準に係る届出は、別添2の様式49を用いること。
- (2) 移植関係学会合同委員会により選定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

第63 経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）

1 経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）に関する施

## 設基準

- (1) 循環器科及び心臓血管外科を標榜している病院であること。
- (2) 冠動脈、大動脈バイパス移植術を年間30例以上実施しており、かつ、経皮的冠動脈形成術を年間200例以上実施していること。
- (3) 循環器科の経験を5年以上有する医師が1名以上勤務しており、心臓血管外科の経験を5年以上有する医師が1名以上常勤していること。

### 2 届出に関する事項

経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）の施設基準に係る届出は、別添2の様式46及び様式50を用いて提出すること。

## 第64 経皮的中隔心筋焼灼術

### 1 経皮的中隔心筋焼灼術に関する施設基準

- (1) 循環器科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術又は経皮的冠動脈ステント留置術に関し、10年以上の経験を有する医師が1名以上常勤していること。
- (3) 5年以上の心臓血管外科の経験を有する医師が1名以上常勤していること。ただし、5年以上の心臓血管外科の経験を有する医師が常勤する保険医療機関との連携（当該連携について、文書による契約が締結されている場合に限る。）により、緊急事態に対応するための体制が整備されている場合は、この限りでない。
- (4) 臨床工学技士が1名以上常勤していること。
- (5) 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術又は経皮的冠動脈ステント留置術を年間合計100例以上実施していること。

### 2 届出に関する事項

- (1) 経皮的中隔心筋焼灼術の施設基準の届出及び届出前1年間の経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術の実施件数は、別添2の様式46及び51を用いて提出すること。
- (2) 経皮的中隔心筋焼灼術に係る届出を行う場合であって、他の保険医療機関との連携により1の(3)に掲げる要件を充足するものとする場合は、当該他の保険医療機関との連携に係る契約に関する文書の写しを提出すること。

なお、当該契約においては、緊急事態が発生したときは、当該他の保険医療機関が即時に適切な対応を図ることが明記されているものであること。

## 第65 ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術

### 1 ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術に関する施設基準

循環器科又は心臓血管外科の経験を5年以上有する医師が1名以上勤務していること。

### 2 届出に関する事項

ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術の施設基準に係る届出は、別添2の様式22を用いること。

## 第66 両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術

## 1 両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術に関する施設基準

- (1) 循環器科及び心臓血管外科を標榜している病院であること。
- (2) 心臓電気生理学的検査を年間50例以上実施していること。なお、このうち5例以上は心室性頻拍性不整脈症例に対するものである。
- (3) 開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて年間50例以上実施しており、かつ、ペースメーカー移植術を年間10例以上実施していること。
- (4) 体外式を含む補助人工心臓等を用いた重症心不全治療の十分な経験のある施設であること。
- (5) 循環器科及び心臓血管外科の常勤医師数がそれぞれ2名以上であること。
- (6) 所定の研修を修了している常勤医師数が2名以上であること。
- (7) 当該手術を行うために必要な次に掲げる検査等が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。

ア 血液学的検査

イ 生化学的検査

ウ 画像診断

## 2 届出に関する事項

- (1) 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術の施設基準に係る届出は、別添2の様式46及び様式52を用いること。
- (2) 循環器科及び心臓血管外科を担当する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を、別添2の様式4を用いて提出すること。

## 第67 埋込型除細動器移植術又は埋込型除細動器交換術

### 1 埋込型除細動器移植術又は埋込型除細動器交換術に関する施設基準

- (1) 循環器科及び心臓血管外科を標榜している病院であること。
- (2) 心臓電気生理学的検査を年間50例以上実施していること。なお、このうち5例以上は心室性頻拍性不整脈症例に対するものである。
- (3) 開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて年間30例以上実施しており、かつ、ペースメーカー移植術を年間10例以上実施していること。
- (4) 循環器科及び心臓血管外科の常勤医師数がそれぞれ2名以上であること。
- (5) 所定の研修を修了している常勤医師数が2名以上であること。
- (6) 当該手術を行うために必要な次に掲げる検査等が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。

ア 血液学的検査

イ 生化学的検査

ウ 画像診断

### 2 届出に関する事項

- (1) 埋込型除細動器移植術又は埋込型除細動器交換術の施設基準に係る届出は、別添2の様式46及び様式53を用いること。
- (2) 循環器科及び心臓血管外科を担当する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を、別添2の様式4を用いて提出すること。

## 第68 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）

- 1 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）に関する施設基準  
循環器科、心臓血管外科又は麻酔科の経験を5年以上有する医師が1名以上勤務していること。
- 2 届出に関する事項  
大動脈バルーンパンピング法（IABP法）の施設基準に係る届出は、別添2の様式22を用いること。

## 第69 補助人工心臓

- 1 補助人工心臓に関する施設基準
  - (1) 心臓血管外科を標榜している病院であること。
  - (2) 開心術の症例が年間50例以上あること。
  - (3) 心臓血管外科の常勤医師数が5名以上で、このうち2名以上は心臓血管外科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の補助人工心臓の経験を有すること。
  - (4) 当該手術を行うために必要な次に掲げる検査等が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。
    - ア 血液学的検査
    - イ 生化学的検査
    - ウ 画像診断
- 2 届出に関する事項
  - (1) 補助人工心臓の施設基準に係る届出は、別添2の様式46及び様式54を用いること。
  - (2) 心臓血管外科を担当する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を、別添2の様式4により提出すること。

## 第70 埋込型補助人工心臓

- 1 埋込型補助人工心臓に関する施設基準
  - (1) 心臓血管外科を標榜している病院であること。
  - (2) 開心術の症例が年間100例以上であること。
  - (3) 心臓血管外科の常勤医師が5名以上で、このうち2名以上は心臓血管外科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の補助人工心臓の経験を有すること。
  - (4) 補助人工心臓の装着経験が5例以上あり、うち3例は過去3年間に経験していること。そのうち1例は90日以上連続して補助人工心臓を行った経験があること。
  - (5) 移植関係学会合同委員会において、心臓移植手術を実施するものとして選定された施設であること。
  - (6) 所定の研修を修了している常勤医師が2名以上いること。
  - (7) 当該手術を行うために必要な次に掲げる検査等が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。
    - ア 血液学的検査
    - イ 生化学的検査
    - ウ 画像診断
  - (8) 補助人工心臓装着の適応を検討する循環器科医を含めた委員会が組織され、装着患者を統合

的に治療・看護する体制が組めること。

(9) 体外設置型補助人工心臓駆動装置を有し、緊急時に装着がいつでも施行可能であること。

## 2 届出に関する事項

(1) 埋込型補助人工心臓の施設基準に関する届出は、別添2の様式46及び様式55を用いること。

(2) 心臓血管外科を担当する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を、別添2の様式4により提出すること。

(3) 移植関係学会合同委員会により選定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

## 第71 同種心移植術

### 1 同種心移植術に関する施設基準

移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

### 2 届出に関する事項

(1) 同種心移植術の施設基準に係る届出は、別添2の様式49を用いること。

(2) 移植関係学会合同委員会により選定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

## 第72 同種心肺移植術

### 1 同種心肺移植術に関する施設基準

移植関係学会合同委員会において、心肺同時移植実施施設として選定された施設であること。

### 2 届出に関する事項

(1) 同種心肺移植術の施設基準に係る届出は、別添2の様式49を用いること。

(2) 移植関係学会合同委員会により選定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

## 第73 体外衝撃波胆石破砕術

### 1 体外衝撃波胆石破砕術に関する施設基準

(1) 体外衝撃波胆石破砕術を行う専用の室を備えているとともに、患者の緊急事態に対応するため緊急手術が可能な手術室を有していること。ただし、体外衝撃波腎・尿管結石破砕術を行う専用の室と体外衝撃波胆石破砕術を行う専用の室とは同一のものであって差し支えない。

(2) 担当する医師が常時待機しており、胆石治療に関し専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する専門医が2名以上常勤していること。

(3) 当該手術を行うために必要な次に掲げる検査等が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。

ア 生化学的検査

イ 血液学的検査

ウ 微生物学的検査

エ 画像診断

(4) 医療法第30条の3第1項に規定する医療計画との連携も図りつつ、地域における当該手術に使用する機器の配置の適正にも留意されていること。

## 2 届出に関する事項

- (1) 体外衝撃波胆石破碎術の施設基準に係る届出は、別添2の様式56を用いること。
- (2) 当該治療に従事する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。
- (3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。
- (4) 当該地域における必要性を記載した理由書を添付すること。

## 第74 生体部分肝移植術

### 1 生体部分肝移植術に関する施設基準

- (1) 肝切除術が年間20例以上あること、又は小児科及び小児外科の病床数が合わせて100床以上の保険医療機関については肝切除術及び先天性胆道閉鎖症手術が合わせて年間10例以上あること。
- (2) 当該手術を担当する診療科の常勤医師数が5名以上で、このうち少なくとも1名は臓器移植の経験を有すること。
- (3) 生体部分肝移植の実施に当たり、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針、日本肝移植研究会「生体肝提供手術に関する指針」を遵守していること。

### 2 届出に関する事項

- (1) 生体部分肝移植術の施設基準に係る届出は、別添2の様式46及び様式57を用いること。
- (2) 世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針、日本肝移植研究会「生体肝提供手術に関する指針」を遵守する旨の文書（様式任意）を添付すること。

## 第75 同種死体肝移植術

### 1 同種死体肝移植術に関する施設基準

移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること。

### 2 届出に関する事項

- (1) 同種死体肝移植術の施設基準に係る届出は、別添2の様式49を用いること。
- (2) 移植関係学会合同委員会により選定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

## 第76 同種死体膵移植術又は同種死体膵腎移植術

### 1 同種死体膵移植術又は同種死体膵腎移植術に関する施設基準

移植関係学会合同委員会において、膵臓移植実施施設として選定された施設であること。

### 2 届出に関する事項

- (1) 同種死体膵移植術又は同種死体膵腎移植術の施設基準に係る届出は、別添2の様式49を用いること。
- (2) 移植関係学会合同委員会により選定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

## 第77 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術

### 1 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術に関する施設基準

- (1) 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術を行う専用の室を備えているとともに、患者の緊急事態に対応するため緊急手術が可能な手術室を有していること。ただし、体外衝撃波腎・尿管結石破砕術を行う専用の室と体外衝撃波胆石破砕術を行う専用の室とは同一のものであって差し支えない。
- (2) 担当する医師が常時待機しており、腎・尿管結石の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する専門医が2名以上常勤していること。
- (3) 当該手術を行うために必要な次に掲げる検査等が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。
  - ア 生化学的検査
  - イ 血液学的検査
  - ウ 微生物学的検査
  - エ 画像診断
- (4) なお、医療法第30条の3第1項に規定する医療計画との連携も図りつつ、地域における当該手術に使用する機器の配置の適正にも留意されていること。

### 2 届出に関する事項

- (1) 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術の施設基準に係る届出は、別添2の様式56を用いること。
- (2) 当該治療に従事する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を、別添2の様式4を用いて提出すること。
- (3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。
- (4) 当該地域における必要性を記載した理由書を添付すること。

## 第78 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術

### 1 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術の施設基準

- (1) 泌尿器科を標榜している病院であること。
- (2) 腹腔鏡下腎摘出術及び腹腔鏡下副腎摘出術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上いること。
- (3) 当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が1名以上いること。
- (4) 当該保険医療機関において腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術が10例以上実施されていること。
- (5) 関係学会から示されている指針に基づき適切に実施されていること。

### 2 届出に関する事項

- (1) 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術に係る届出は、別添2の様式46及び様式58を用いること。
- (2) 泌尿器科を担当する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を、別添2の様式4を用いて提出すること。

## 第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術

- 1 手術を受けるすべての患者に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳し

く説明を行い、併せて、患者から要望のあった場合、その都度手術に関して十分な情報を提供すること。

- 2 患者への説明を要するすべての手術とは、手術の施設基準を設定されている手術だけではなく、当該医療機関において行われるすべての手術を対象とする。

なお、患者への説明は、図、画像、映像、模型等を用いて行うことも可能であるが、説明した内容については文書（書式様式は自由）で交付、診療録に添付するものであること。また、患者への説明が困難な状況にあっては、事後の説明又は家族等関係者に説明を行っても差し支えない。ただし、その旨を診療録に記載すること。

- 3 当該手術について、以下の区分ごとに前年（1月から12月）の手術件数を院内掲示すること。

(1) 区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等（頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、機能的定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）、脊髄刺激装置植込術及び脳神経手術（開頭して行うもの）をいう。）

イ 黄斑下手術等（黄斑下手術、硝子体茎頭微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出術（表在性）、眼窩内腫瘍摘出術（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術（表在性）、眼窩内異物除去術（深在性）、眼筋移動術、毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍切除術をいう。）

ウ 鼓室形成手術等（鼓室形成手術、内耳窓閉鎖術、経耳的聴神経腫瘍摘出術及び経迷路の内耳道開放術をいう。）

エ 肺悪性腫瘍手術等（肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、膿胸胸膜、胸膜肺切除術（通常のものと同胸腔鏡下のもの）、膿胸腔有茎筋肉弁充填術、胸郭形成手術（膿胸手術の場合）及び気管支形成手術をいう。）

オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術

(2) 区分2に分類される手術

ア 靭帯断裂形成手術等（靭帯断裂形成手術、靭帯断裂形成手術（関節鏡下）、観血的関節授動術、骨悪性腫瘍手術及び脊椎、骨盤悪性腫瘍手術をいう。）

イ 水頭症手術等（水頭症手術、髄液シャント抜去術、脳血管内手術及び経皮的脳血管形成術をいう。）

ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等（涙嚢鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術及び上咽頭悪性腫瘍手術をいう。）

エ 尿道形成手術等（尿道下裂形成手術、陰茎形成術、前立腺悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱単純摘除術及び膀胱悪性腫瘍手術（経尿道的手術を除く。）をいう。）

オ 角膜移植術

カ 肝切除術等（肝切除術、膵体尾部腫瘍切除術、膵頭部腫瘍切除術、骨盤内臓全摘術、胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術をいう。）

キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等（子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、卵管鏡下卵管形成術、腔壁悪性腫瘍手術、造腔術、腔閉鎖症術（拡張器利用によるものを除く。）及び女子外性器悪



性腫瘍手術をいう。)

(3) 区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等（顔面神経麻痺形成手術、上顎骨形成手術、頬骨変形治癒骨折矯正術及び顔面多発骨折観血的手術をいう。)

イ 上顎骨悪性腫瘍手術等（耳下腺悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術及び口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術をいう。)

ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）

エ 母指化手術等（自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、神経血管柄付植皮術（手・足）、母指化手術及び指移植手術をいう。)

オ 内反足手術等（内反足手術及び先天性気管狭窄症手術をいう。)

カ 食道切除再建術等（食道切除再建術、食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術によるもの、腹腔鏡、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの）、食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）、食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）、食道切除後2次的再建術、食道裂孔ヘルニア手術及び腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術をいう。)

キ 同種腎移植術等（移植用腎採取術（生体）及び同種腎移植術をいう。)

(4) その他の区分

ア 人工関節置換術

イ 1歳未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治手術、胸腹裂孔ヘルニア手術、単心室症又は三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）、大血管転換症手術、左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）、先天性胆道閉鎖症手術、肝切除術、鎖肛手術（仙骨会陰式及び腹会陰式並びに腹仙骨式）、仙尾部奇形腫手術、副腎悪性腫瘍手術及び腎（尿管）悪性腫瘍手術（以下「乳児外科施設基準対象手術」という。）に関する施設基準

ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術

オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術

4 届出に関する事項

- (1) 施設基準の届出は別添2の様式59を用いること。
- (2) 届出に用いる手術の実施件数は、当該保険医療機関で1年間に行われた手術の件数であり、院内に掲示した手術件数と同じ数字を用いること。

第80 輸血管理料

1 輸血管理料Iに関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関の輸血部門において、当該保険医療機関の輸血業務全般に関する責任者として専任の常勤医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関の輸血部門において、臨床検査技師が常時配置されており、専従の常勤臨床検査技師が1名以上勤務していること。
- (3) 当該保険医療機関の輸血部門において、輸血用血液製剤及びアルブミン製剤（加熱人血漿たん白を含む。）の一元管理がなされていること。
- (4) 次に掲げる輸血用血液検査が常時実施できる体制が構築されていること。

- A B O血液型、R h (D) 血液型、血液交叉試験又は間接クームス検査、不規則抗体検査
- (5) 輸血療法委員会が設置され、年6回以上開催されるとともに、血液製剤の使用実態の報告がなされる等、輸血実施に当たっての適正化の取り組みがなされていること。
  - (6) 輸血前後の感染症検査の実施又は輸血前の検体の保存が行われ、輸血に係る副作用監視体制が構築されていること。
  - (7) (5)、(6)及び血液製剤の使用に当たっては、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の改定について」（平成17年9月6日付薬食発第0906002号厚生労働省医薬食品局長通知）を遵守し適正に実施されていること。特に、血液製剤の使用に当たっては、投与直前の検査値の把握に努めるとともに、これらの検査値及び患者の病態を踏まえ、その適切な実施に配慮されていること。
  - (8) 当該保険医療機関において、新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が0.8未満であり、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が2未満であること。

## 2 輸血管管理料Ⅱに関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関の輸血部門において、当該保険医療機関の輸血業務全般に責任を有する常勤医師を配置していること。
- (2) 当該保険医療機関の輸血部門において、専任の常勤臨床検査技師が1名以上勤務していること。
- (3) 当該保険医療機関の輸血部門において輸血用血液製剤の一元管理がなされていること。
- (4) 当該保険医療機関において、新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が0.4未満であり、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が2未満であること。
- (5) 輸血管管理料Ⅰの施設基準のうち、(4)から(7)までの全てを満たしていること。

## 3 輸血管管理料の届出に関する事項

輸血管管理料Ⅰ及びⅡの施設基準に係る届出は、別添2の様式60を用いること。

## 第81 麻酔管理料の届出に関する事項

麻酔管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式61を用いること。

## 第82 放射線治療専任加算

### 1 放射線治療専任加算に関する施設基準

- (1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）及び放射線治療を専ら担当する診療放射線技師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）がそれぞれ1名以上いること。
- (2) 当該管理を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。

- ア 高エネルギー放射線治療装置
- イ X線あるいはCTを用いた位置決め装置
- ウ 放射線治療計画システム

### 2 届出に関する事項

放射線治療専任加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式62を用いること。

### 第83 高エネルギー放射線治療

#### 1 高エネルギー放射線治療に関する施設基準

照射方法を問わず、高エネルギー放射線治療を年間合計100例以上実施していること。

#### 2 届出に関する事項

高エネルギー放射線治療の施設基準に係る届出は、別添2の様式63を用いること。

### 第84 直線加速器による定位放射線治療

#### 1 直線加速器による定位放射線治療に関する施設基準

(1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。

(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）、放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）及び放射線治療に関する機器の精度管理等を専ら担当する者（診療放射線技師、医学物理士等）がそれぞれ1名以上いること。

(3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。

ア 直線加速器

イ 治療計画用CT装置

ウ 3次元放射線治療計画システム

エ 照射中心に対する患者の動きや臓器の体内移動を制限する装置

オ 微小容量電離箱線量計又は半導体線量計（ダイヤモンド線量計を含む。）及び併用する水ファントム又は水等価個体ファントム

#### 2 届出に関する事項

直線加速器による定位放射線治療の施設基準の届出は、別添2の様式64を用いること。

### 第85 補綴物維持管理料の届出に関する事項

1 補綴物維持管理を行なうにあたって、必要な体制が整備されていること。

2 補綴物維持管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式65を用いること。

### 第86 歯科矯正診断料

#### 1 歯科矯正診断料の施設基準

(1) 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第36条第1号及び第2号に係る医療について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。ただし、更生医療として歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。

(2) 当該療養を行なうために必要な次に掲げる基準を満たしていること。

ア 歯科矯正セファログラムが行える機器を備えていること。

イ 専任の常勤歯科医師が1名以上勤務していること。

#### 2 届出に関する事項

歯科矯正診断料の施設基準に係る届出は、別添2の様式66を用いること。

## 第87 顎口腔機能診断料

- 1 顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準
  - (1) 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第36条第1号及び第2号に係る医療について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。
  - (2) 当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしていること。
    - ア 下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋筋電図検査が行える機器を備えていること。
    - イ 専任の常勤歯科医師及び専従する常勤看護師又は歯科衛生士がそれぞれ1名以上勤務していること。
  - (3) 当該療養につき口腔に関する医療を担当する、診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する、診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。
- 2 届出に関する事項  
顎口腔機能診断料の施設基準に係る届出は、別添2の様式66を用いること。

## 第88 基準調剤

- 1 基準調剤加算1の施設基準
  - (1) 保険調剤に係る医薬品として500品目以上の医薬品を備蓄していること。
  - (2) 当該保険薬局の保険薬剤師は、保険調剤に係る医薬品以外の医薬品に関するものを含め、患者ごとに薬剤服用歴管理記録を作成し、調剤に際して必要な薬学的管理を行い、調剤の都度必要事項を記入するとともに、当該記録に基づき、調剤の都度当該薬剤の服用及び保管取扱いの注意に関し必要な指導を行っていること。
  - (3) 緊急時等の開局時間以外の時間における調剤に対応できる体制が整備されていること。緊急時等の調剤に対応できる体制とは、単独の保険薬局又は地域薬剤師会等において複数の保険薬局により常時調剤ができる体制を整備していること、又は調剤を自ら行わない時間帯において、患者の同意を得て当該患者の調剤に必要な情報を他の保険薬局に提供すること等により、他の保険薬局の保険薬剤師が緊急連絡等に対して常時調剤することができる連携体制を整備していることをいうものである。
  - (4) 基準調剤加算を算定する保険薬局は、時間外、休日、夜間における調剤応需が可能な保険薬局の所在地、名称、及び直接連絡が取れる連絡先電話番号等を記載した文書（これらの事項が薬袋に記載されている場合を含む。）を原則として初回の処方せん受付時に患者又はその家族等に交付するとともに、同様の事項を当該保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
  - (5) 当該保険薬局は、地方社会保険事務局長に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届け出を行い、在宅患者に対する薬学的管理及び指導が可能な体制を整備していること。
  - (6) 当該保険薬局において、調剤従事者等の資質の向上を図るための研修を実施していること。
  - (7) 次に掲げる情報（当該保険薬局において処方された医薬品に係るものに限る。）を随時提供できる体制にあること。
    - ア 一般名
    - イ 剤形

ウ 規格

エ 内服薬にあつては製剤の特徴（普通製剤、腸溶性製剤、徐放性製剤等）

オ 医薬品緊急安全性情報

カ 医薬品・医療機器等安全性情報

- (8) (7)に掲げる情報を入手するための手段（連絡方法及び連絡先等）を当該保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。

## 2 基準調剤加算2の施設基準

- (1) 保険調剤に係る医薬品として700品目以上の医薬品を備蓄していること。
- (2) 処方せんの受付回数が1月に600回を超える保険薬局については、当該保険薬局の調剤に係る処方せんのうち、特定の保険医療機関（特定承認保険医療機関を含む。以下同じ。）に係るものの割合が70%以下であること。
- (3) 上記(2)に該当するか否かの取扱いについては、調剤報酬点数表の区分番号00に掲げる調剤基本料における処方せんの受付回数が1月に4,000回を超えるか否かの取扱い及び特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が70%を超えるか否かの取扱いに準じて行う。
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができること。
- (5) 1の(2)から(8)までの基準を満たしていること。

## 3 届出に関する事項

- (1) 基準調剤の施設基準に係る届出は、別添2の様式67を用いること。
- (2) 当該従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用い提出すること。

## 第89 保険薬局の無菌製剤処理加算

### 1 保険薬局の無菌製剤処理加算に関する施設基準

- (1) 2名以上の保険薬剤師（常勤の保険薬剤師は1名以上）がいること。
- (2) 無菌製剤処理を行うための専用の部屋（5平方メートル以上）を有していること。
- (3) 無菌製剤処理を行うための無菌室又はクリーンベンチを備えていること。

### 2 届出に関する事項

- (1) 保険薬局の無菌製剤処理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式35を用いること。
- (2) 当該保険薬局に勤務する保険薬剤師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用い提出すること。なお、調剤、医薬品情報管理又は在宅患者薬剤管理指導のいずれに従事しているか（兼務の場合はその旨を）並びに無菌製剤処理業務に従事している場合はその旨を備考欄に記載すること。
- (3) 調剤所及び当該届出に係る専用の施設の配置図及び平面図（クリーンベンチ等が設置されている場合はその位置を明示すること。）を添付すること。

別表

診療報酬点数等	団体
画像診断管理加算	日本医学放射線学会